

大分市公告第 144 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大分市契約事務規則（昭和 39 年大分市規則第 12 号）第 25 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 4 月 1 4 日

大分市長 足立 信也



1. 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名

「ごみ減量・リサイクル」及び「家庭ごみ有料化制度」に関する市民意識調査業務委託

(2) 業務委託概要

本市が 18 歳以上の市民 4,000 人に対して実施したアンケート調査について、集計・分析を行うものとする。

(詳細は仕様書のとおり)

(3) 納期（履行期間） 令和 8 年 5 月 1 日（金）から令和 8 年 5 月 29 日（金）

(4) 予定価格 ¥604,412. —（消費税及び地方消費税を含む。）
¥549,466.—（消費税及び地方消費税を除く。）

(5) 最低制限価格 設けない

2. 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年大分市告示第 258 号）により、業種区分表 大分類：「役務の提供等」、小分類「調査・研究」分類「その他各種調査・分析・報告書作成等」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。

(3) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置の関する要領（平成 21 年大分市告示第 553 号）に基づく指名停止期間中ではないこと。

(4) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置期間中でない

こと。

- (5) 入札予定日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

3. 入札手続等

(1) 契約担当課

郵便番号 870-8504

住 所 大分市荷揚町 2 番 31 号 本庁舎 4 階

名 称 大分市環境部環境政策課 循環型社会推進担当班

電 話 097-537-5687

F A X 097-534-6252

E-Mail kansei2@city.oita.oita.jp

(2) 本公告内容の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和 8 年 4 月 14 日（火）から令和 8 年 4 月 28 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

② 交付場所及び方法

インターネット（大分市役所ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp/>）によるほか、契約担当課においても交付する。

(3) 仕様書及び契約書（案）の閲覧期間、場所及び方法

① 閲覧期間

3 の（2）の①に同じ。

② 閲覧場所及び方法

3 の（2）の②に同じ。

(4) 仕様書及び契約書（案）の質疑応答

① 仕様書及び契約書（案）に質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）、ファクス又は電子メールにて提出すること。

ただし、ファクス、電子メールの場合は、必ず契約担当課に着信を確認すること。

イ 提出期間

令和 8 年 4 月 15 日（水）から令和 8 年 4 月 23 日（木）までの（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

ウ 提出場所

3 の（1）に同じ

② ①に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和 8 年 4 月 24 日（金）から令和 8 年 4 月 28 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 閲覧場所及び方法

3 の（2）の②に同じ。

4. 入札説明会 実施しない。

5. 入札保証金 免除する。

6. 入札（開札）の日時及び場所

（1）日 時 令和 8 年 4 月 30 日（木） 午前 11 時 00 分

（2）場 所 大分市役所 9 階 第 1 入札室

（3）入札方法等 入札者が、入札書を提出して行うこととし、郵送又は電送（ファクス、電子メール等）によるものは認めない。

入札代理人が提出する場合は、別途委任状を提出すること。

（4）入札回数 原則として 1 回とする。

（5）その他 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 競争入札参加資格確認申請書の提出及び落札者の決定等

（1）入札への参加を希望する者は、入札の日時、場所において競争参加資格を確認するため、競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を契約担当課へ提出すること。

（2）入札の日時、場所において申請書を提出しない者又は、契約担当者が競争参加資格を有していないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

（3）開札後、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し入札を終

了する。

- (4) 開札後、落札候補者の申請書について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を有していると確認した場合は、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を有していないと確認した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。

ただし、次順位者が、競争参加資格を有していない場合は、順に同様の手続きを行い、競争参加資格を有していない者が行った入札については、これを無効とし、その結果を通知する。

なお、落札者を決定した場合は、速やかに落札者に対し通知するとともに、当該入札結果を公表する。

8. 開札の取扱い

先行して開札を行う案件が入札の無効等の理由により中止となった場合は、順次、その後において開札を行う案件の入札、開札を行うものとする。

9. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対し、競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1) の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、前号に規定する期間の最終日の翌日から起算して8日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、書面により回答する。
- (3) (1) の書面の提出場所は、契約担当課とする。

10. 契約保証金 大分市契約事務規則第7条第8号により免除とする。

11. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- ① 入札者として資格のない者のした入札
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ③ 入札金額を訂正した入札

- ④ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑤ 郵送又は電送による入札
- ⑥ 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- ⑦ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

1 2. 支払条件 前金払 無

1 3. その他

- (1) この公告に定めのない事項については、大分市家庭ごみ有料化制度業務委託契約に係る一般競争入札実施要領(平成 29 年 12 月 14 日施行)、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、大分市物品等供給契約に係る指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - ア 指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合
 - イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合
 - ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 契約担当者は落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3) のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消しを行うことができるものとする。
この場合において、契約担当者は、落札決定の取消しに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は、内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 指定収集袋の貸与を希望する場合は、契約担当課に申し出ること。
- (7) その他、不明な点については、契約担当課まで照会のこと。

